

第 259 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2025 年 5 月 16 日（金）午前 10 時 01 分～11 時 28 分 経済調査会会議室
出席委員	加藤佳孝、久後翔太郎、小路直彦、野口貴文（委員長）（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果		
1. 前回議事概要の確認	・ 前回議事概要案が承認された。		
2. 「積算資料」6月号土木系資材の価格変動の妥当性について	・ 審査対象資材のうち、6月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。		
	＜品目＞	【地区】	(理由)
	【上伸した資材】		
	セメント	札幌	メーカー各社は、製造・輸送コストの増加を背景に、2,000円以上の大幅値上げを表明。札幌は、堅調な生コン需要と安定した生コン市況を背景に需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。
	生コンクリート	宇都宮	製造コスト増加を理由に組合が昨年4月より打ち出した値上げの未達分について、組合は足並みをそろえて売り腰を強め、昨年11月に続き、市況上伸。
	生コンクリート	東京	製造コスト、輸送コスト増加を理由に組合は今年4月より値上げを打ち出す。契約済物件を多く抱える需要者は既契約物件の価格据え置きを条件に新規物件の値上げを受け入れ、市況上伸。
	生コンクリート	横浜	製造コスト、輸送コスト増加を理由に組合は今年1月より値上げを打ち出す。4月以降、新規工事の発注に合わせ足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。
	コンクリート用砂 (細目)	鳥取	需要減少、運搬コスト増加を理由にメーカーは一昨年、値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年4月に生コン市況が上昇した主需要者である生コン工場が受け入れ、市況上伸。
	ヒューム管外圧管 B形1種	長野	製造コスト増加を理由にメーカーは昨年10月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、製造メーカーが限られ、安定供給を優先する需要者が徐々に値上げを受け入れ、市況上伸。

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果		
	ヒューム管外圧管 B形1種	那覇	製造コスト、運搬コスト増加を理由にヒューム管協組は昨年10月より値上げを打ち出す。県外からの流入がほぼない中、採算重視の姿勢で売り腰を強め、市況上伸。
	【下落した資材】		
	異形棒鋼	東北、中部	慢性的な人手不足と資材価格高止まりの影響で荷動きは鈍く、市場は停滞ムードが漂っている。特に需要が弱い東北、中部地区は流通業者間の競合がみられ、市況下落。
	鉄スクラップ	全国	鋼材需要の低迷に加え、大型連休もあり、需給は低位で均衡。国内市況を下支えしていた輸出向け需要も減少し、海外市況も下落に転じた。電炉メーカーは購入価格を引き下げ、市況下落。
	生コンクリート	福井	北陸新幹線工事向けの出荷終息で需要は大幅に減少。昨年度末頃から組合員工場と非組合員工場の数量指向による競合が激化し、市況下落。
	軽油	全国	中東産原油価格の下落と為替の円高で元売会社の原油調達コストは下落。政府の補助金を含めた元売卸価格も下落し、販売業者は仕入れコスト低下分を販売価格へ反映して、市況下落。
	ストレートアスファルト	全国	ストアス価格算定期間内の元売原油調達価格は下落し、元売会社は卸価格を引き下げた。ディーラーは道路舗装会社との価格改定交渉において卸価格の変動額を反映し、市況下落。
○異形棒鋼について、今回、中部地区では近畿地区からの安値流入の影響もあり市況が下落したとのことだが、他地区から流入するケースはよくあるのか。	・異形棒鋼はトラックで運搬可能なため、地区間の価格差が大きく、大型物件などで運搬費を考慮しても採算が合う場合には、隣接地区等からの流入がみられることがある。		
○ヒューム管について、今回市況が上伸した那覇地区は、全国的に見てもかなり価格水準が高いが、その理由は。	・要因として、需要量が少なく経費がかかること、セメント等の原材料コストが高いこと、他県からの流入がほぼないこと等が考えられる。		
3.「積算資料」6月号建築系資材の価格変動の妥当性について	・審査対象資材のうち、6月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。		

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果
4. その他 (1) 次回開催予定	<品目> [地区] (理由)
	【上伸した資材】 電線・ケーブル 全国 5月初旬の国内電気銅建値は、先月の大幅下落から反転し、前月比6万円の上昇。足元の荷動きはさえないが、販売側は銅価上昇分を販売価格に転嫁すべく売り腰を強め、市況上伸 ・2025年6月16日（月）15時～17時と決定。 (以 上)

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて代表理事に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改定施行する。